

令和3年度「フードサプライチェーンにおける脱炭素化の実践とその可視化の在り方検討会」 設置要領

第1 趣旨

農林水産省は、2021年5月、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるための新たな政策方針として「みどりの食料システム戦略」を策定し、2050年までに農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現等を目指すこととしている。持続可能な食料システムを構築するためには、フードサプライチェーン全体で脱炭素化を推進するとともに、その取組を可視化し、気候変動対策への資金循環や持続可能な消費行動を促すことが必要である。

一方、農林水産分野は、サプライチェーンが長く、かつ複雑であり、生産者ごとに工程、栽培環境等が異なるなど温室効果ガス排出削減・吸収量の定量評価が難しく、また、食品事業者の投資家等への気候リスク・機会に関する情報開示の質と量の充実や、消費者への脱炭素型製品の選択機会の提供の推進等が課題となっている。

これらの課題を解決するため、農林水産省は令和2年度からフードサプライチェーンを通じた脱炭素化とその可視化の在り方について検討を開始し、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言に基づく情報開示の取組事例の調査及び手引書の作成、脱炭素化技術及びその効果の定量評価に関する調査、カーボンフットプリント制度に係るニーズ等調査を実施している。

令和3年度は、前年度の成果を踏まえつつ、脱炭素化の方策や分かりやすい可視化の在り方等について専門的知見から指導・助言を受け、総合的かつ幅広い視点から検討を進めるために、「フードサプライチェーンにおける脱炭素化の実践とその可視化の在り方検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

第2 委員

- 1 検討会の委員は、別紙のとおりとする。
- 2 委員の任期は、委嘱の日から令和4年3月31日までとする。

第3 運営

- 1 検討会の事務局は、農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課地球環境対策室が行う。
- 2 検討会の座長は、事務局の推薦および委員の確認により定める。座長は、検討会の議事を運営する。また、事務局は、検討会の承認を得て、委員の中から副座長を指名することができる。副座長は座長の補佐を行うこととする。
- 3 検討会の会議には、必要に応じて、臨時委員の参加を求め、説明および意見の聴取を行うことができる。
- 4 検討会の会議及び資料は、原則として公開とする。ただし、検討会において非公開とすることが適当であると認める場合には非公開とする。
- 5 検討会の会議においては、議事概要を作成し、各委員の了承を得た上でこれを公開する。

第4 その他

本要領に定めるもののほか、検討会運営に関し必要な事項は、座長が定める。

「フードサプライチェーンにおける脱炭素化の実践とその可視化の在り方検討会」
委員名簿

かわしま 梶島	ゆみえ 裕美枝	イオン株式会社 環境・社会貢献部 マネージャー
くぼ 久保	まさひで 正英	一般社団法人エコ食品健研究会 代表理事
さいとう 齋藤	まさのり 雅典	東北大学 名誉教授
しいな 椎名	たけお 武夫	千葉大学 大学院園芸学研究院 先端園芸工学講座 教授
しらと 白戸	やすひと 康人	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 農業環境研究部門 気候変動緩和策研究領域長
すどう 須藤	しげと 重人	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 農業環境研究部門 気候変動緩和策研究領域 緩和技術体系化グループ長
なるみ 鳴海	よういち 洋一	日本ハム株式会社 サステナビリティ部 プロモーター
にしお 西尾	ちづる チヅル	筑波大学 ビジネスサイエンス系 教授
ふま 夫馬	けんじ 賢治	株式会社ニューラル 代表取締役 CEO
まつばら 松原	みのる 稔	りそなアセットマネジメント株式会社 執行役員 責任投資部長
わただ 綿田	けいいち 圭一	カゴメ株式会社 品質保証部 環境システムグループ 専任課長

(臨時委員) 必要に応じて随時

(敬称略、50 音順)

(オブザーバー)

環境省地球環境局地球温暖化対策課

(事務局)

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課地球環境対策室

(委託事業者)

一般社団法人サステナブル経営推進機構

デロイト トーマツ コンサルティング合同会社